

NFT化した画像データの 意匠権保護

2022.6.3

大阪大学大学院法学研究科 青木大也

本日の内容

- NFTと意匠法が関連する場面について
- 意匠法における拡張の仕方について
- 留意点について

※自由民主党デジタル社会推進本部NFT政策検討プロジェクトチーム「NFTホワイトペーパー」（同本部「デジタル・ニッポン2022」別添1）62頁参照。

※3Dデータをめぐる整理がある程度参考になる（ただしNFTでは最終的な出力が想定されないことが多いと思われるので、出力の予備的規制としての見立てはうまく働かない点には留意）。

NFTと意匠法…NFT以前の問題が大きい

- NFTの設定行為や「譲渡」行為自体の評価以前の問題として、そもそもデジタルデータ化されることの意匠法上の取扱いが問題となる。

※基本的にはNFT上の（あるいはNFTの示すオフチェーンの情報経由の）所在情報に基づき「画像」が閲覧できる状況と理解（最後の視認性にて再掲）。

※2D、3D含むが、いずれにせよ意匠法で言えば「画像」の範疇と解釈可能？（少なくともコンテンツ等を「画像」要件で排斥したわけではないはず。「画像」の定義がない点にも留意）

※NFT自体は意匠の実施品である有体物の物品を対象とすることも考えられるが、割愛。

現行法—物品の意匠

- 物品の意匠（建築物の意匠も同様なので割愛）
 - 実施行為が、「意匠に係る物品の」「製造」「使用」等とされる。
 - 物品（有体物）を伴わない画像の利用に対しては、権利が及ばないと思われる。
- 間接侵害
 - 実際に機能する物品の3Dプリントに使用される段階の3Dデータ等であればともかく、一般的な画像となると、専用品型・多機能品型ともに、間接侵害も厳しいのではないか。そもそも「画像」と整理されるなら含まれない模様（37条2項参照）。

現行法一画像の意匠

- 操作画像・表示画像に限定されるが、その範囲では無体物のデザインの保護が可能。
- 「作成」は複製を含むと理解。
→操作画像・表示画像（を表示する機能を有するプログラム）をサーバーに保存・提供することは意匠権侵害たり得る。
（なお、NFT化、NFTの「譲渡」等は、それ自体では新たな実施には該当しないものと思われる。その善し悪しは別）
- 操作画像・表示画像以外の規制は間接侵害に拠るしかないが、物品の意匠（よりは多機能品型は微妙かもしれないが）同様の限界があると思われる。

※物品の意匠と画像の意匠の類似

- 物品の意匠と画像の意匠とが類似する余地があれば、その限りで、物品の登録意匠によっても、画像の意匠の実施を転用できるようになる？（23条）
- 一部学説には、それに類する余地に言及するものも？
- 現在の実務は否定的な整理（意匠審査基準における例外を参照）。また、その場合であっても操作画像・表示画像に限られることになる（2条1項カッコ書き参照）。

物品の意匠の拡張

- 「日本の意匠法による対応としては、「物品」の概念を無体物にまで拡張する、又は「実施」の概念を拡張する可能性が考えられるが、「有体物たる物品及び建築物に係る意匠」と「無体的デザインたる画像意匠」とを分けて規定していることからすると、後者の方が現実的な解決策であると考えられる。」
（令和3年度産業経済研究委託事業（海外におけるデザイン・ブランド保護等新たな知財制度上の課題に関する実態調査）調査報告書62頁）
- 画像の意匠を別にした以上、物品の意匠の拡張は確かに現実的ではない（一から作り直すなら別だが）。

画像の意匠の拡張

- 操作・表示機能を有しない「画像」であっても、意匠法の保護対象とする方向での検討があり得る。
- NFTの対象等は、前述の通り、「画像」と整理し得る。
- 物品の意匠との類似を認めないとしても、意匠創作者は物品の意匠と画像の意匠を両方出願すれば済む。不要ならば出願しなればよい。
→有体物の世界と無体物の世界を切断したままにできる。

※無体物保護の観点からは、シンボルマーク、ロゴ等の保護とも関連しそう（ロカルノ協定32類）。

画像の意匠の拡張

- 少なくとも、令和元年改正時の制限的な趣旨（「当該画像デザインによって機器や機器に関連するサービス等の付加価値を向上させるものに限って」（『改正解説』77頁）/著作権法との兼ね合い）とはバッティングする。
- 前者につき、ウェブデザイン等サービスを提供する画像ならばともかく、サービスとは関係ない画像となるNFT等は想定されていないと思われる。
- 後者につき、例えば既存の自動車のデザインが問題になる限り、著作権法の保護はその画像データに及ばない可能性があり、それが意匠法の保護を排除するものでないならば、意匠法の仕事に加えることも可能か？（実用ソフトのGUI等における同様の検討として、産業構造審議会知的財産分科会「創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援について」22頁参照）
→一方で、著作権法に委ねるコンテンツ等を上手く除くようなことが可能か？最初からコンテンツ用に作られた自動車の画像はどう処理するのか？

画像の意匠の拡張

- 意匠法の位置づけから説明は可能か？
→用途・機能の制約/期待の中での創作という側面を喪失しかねない。
- 拡張された範囲の画像について、審査・登録・絶対的権利・25年といった意匠法のシステムが適切か？
→同じ意匠法と呼びつつも、実際は特殊な画像デザイン法のような方向への転換にもなりそう。

※特段の対応をしない限り、既存の登録意匠のデジタル化に対する保護が（創作容易として）困難となる点にも留意。

実施概念の拡張

- 物品の意匠の実施概念を拡張し、「画像化」「デジタル化」を含める方向性が考えられる。
 - 有体物に係る意匠の権利が無体的利用に及ぶことを肯定。
- 意匠法の趣旨からの説明は可能か？
 - 混同説からは有体物と無体物の垣根を超える説明が難しそう（広義の混同…？）。
 - 創作説、需要説からしても、その創作価値の一部が利用されているに留まるように思われる（「実施する側の自由度」が登録意匠の創作価値の全体を必要としない。用途・機能の制約・期待といった事情を度外視し、見た目だけが必要とされることも想定される）。
 - ※物理空間の完全再現は現在のところ想定しにくい。

権利を及ぼすべき理由があるとするれば

- 物品の意匠と同じ「モノ」として利用されていることを問題視する。
 - 需要者（人間）の認知ベースで、同じ「物品」として扱うのだから、権利を及ぼすべきと考える（最も有体物と無体物を区別しない考え方か）。
 - まだまだ早い気がするが…。
 - デジタルデータの実装の仕方によって規制の対象となるか否かが決まる。

権利を及ぼすべき理由があるとすれば

- 物品の意匠の「ガワ」が利用されていることを問題視する。
 - デザインの一部が盗用されている。
 - デザイン投資の萎縮を招く…？
(※そのままのコピーが問題であった、著作権法におけるデジタル化の波と異なると思われる点で、留意が必要)
- デジタルデータの実装例にかかわらず、「ガワ」の利用そのものを問題視することになる。

権利を及ぼす場合の留意点

「業として」要件がかかるとしても、

- 絶対的権利が適切か。
- 実施をどうするか（例えば、「使用」を含めず、また「意匠に係るプログラムの複製（譲渡を前提としたものに限る）」といった実施概念の調整を提案した前掲「創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援について」24頁）
- 権利制限（権利の制限や法定実施権等）をどうするか。
- 視認性はどうか担保されるか。
- ハレーション：
 - 写真やイラストも侵害とするか？
 - 異なる物品間での権利行使も可能としなければ辻褄が合わないのでは？

みなし侵害？

- 侵害とみなす実質的根拠は前掲と同様か。
- 予防的な規律ではない点に留意。

おわりに

- 保護対象の拡張、実施概念の拡張ともに、ハレーションに留意する必要がある。
- 著作権法における応用美術論や不競法による保護との整理も考えておく必要がある。
- 「情報として利用される」物品の意匠の取扱い如何が問題に。